

スタートアップ創出調整連絡会議 金融庁説明資料

2023年7月



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

特定投資家制度の普及(特定投資家私募制度とPTSにおける取扱い)

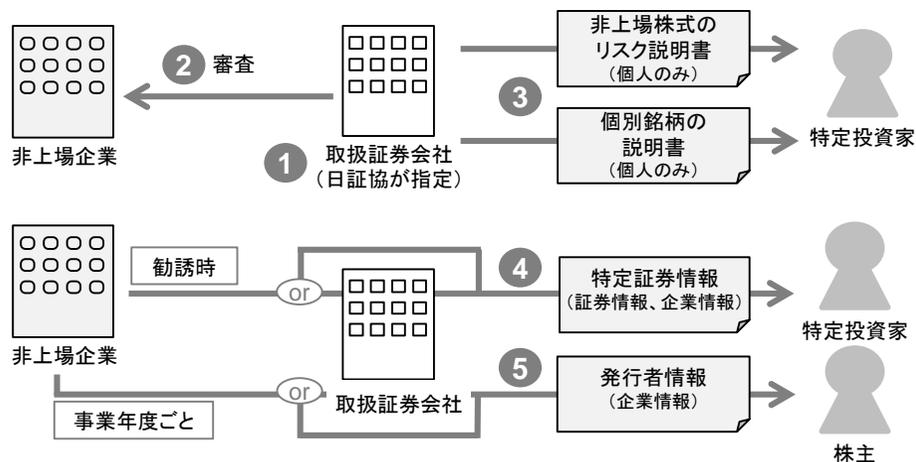
- 特定投資家私募・私売出しを前提とした、日本証券業協会による特定投資家向け銘柄制度の整備を踏まえ、PTS(私設取引システム)において、特定投資家向け有価証券の取扱いを可能とする制度整備を実施。

特定投資家向け銘柄制度(J-Ships ※)の整備 2022年7月 施行

※ JSDA Shares and Investment trusts for Professionals

- ①日証協が制度の適切な運営が可能な証券会社を指定
- ②投資者保護上、問題のある有価証券の流通を抑制するため、証券会社が非上場企業等の法令遵守状況等を審査
- ③投資家が特定投資家向け有価証券のリスク等を理解できるよう、証券会社がリスクや重要事項等を記載した書面を交付・説明
- ④投資勧誘(注)に際して、特定証券情報を提供又は公表
- ⑤事業年度ごとに、発行情報を株主へ提供又は公表

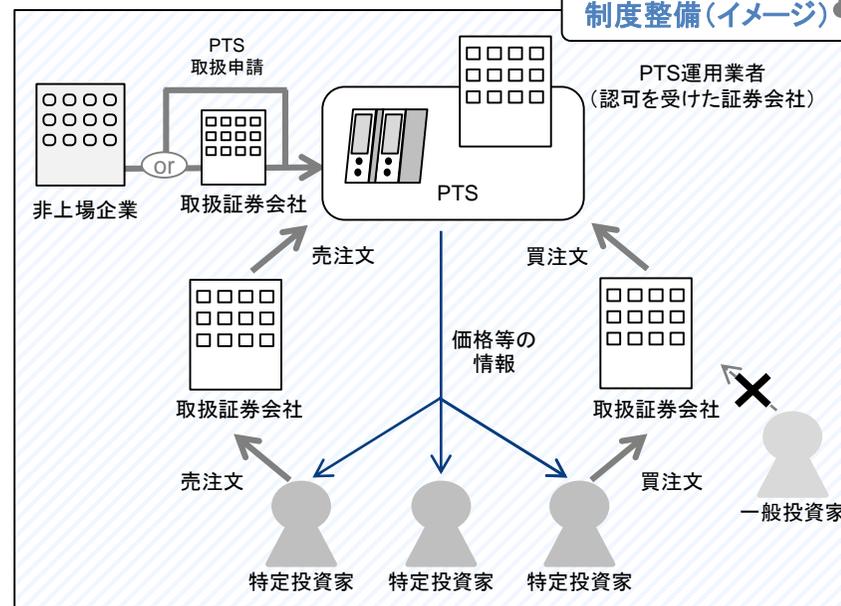
<非上場株式の場合>



(注)一般投資家への投資勧誘は不可。

PTSの特定投資家向け有価証券の取扱い 2023年7月 施行

	上場株式	非上場株式
現在	○	× (特定投資家向け)
制度整備後	○	○ (特定投資家向け)



非上場株式のセカンダリー市場の環境整備

課題

- 法令上、非上場の特定投資家向け有価証券は、PTS(私設取引システム)で取り扱うことができなかった。
- ✓ 非上場株式のセカンダリー市場の整備は、スタートアップ企業の創業者や従業員、投資家等による上場前の保有株式の換金ニーズの観点から重要、セカンダリー市場の充実はプライマリー市場の利用活化にも繋がるとの指摘があった。



対応

- PTSにおいて特定投資家向け有価証券の取扱いを可能とするため、**非上場の特定投資家向け有価証券について、PTSでの取扱いを解禁する(政令改正)**等の環境整備を実施。
 - ✓ 令和5年4月 : 政令パブコメ実施
 - ✓ 令和5年7月 : 政令施行
- ※日本証券業協会において、売買審査や取扱商品の審査、不公正取引への対応等に関する規則を含む、非上場の特定投資家向け有価証券のPTS取引に関する自主規制規則を整備
- 特定投資家向け有価証券のみを扱うPTS等については、その業務形態に応じ、参入要件の緩和等についても検討。